

三次市

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

〈令和6年度～令和8年度〉



令和6年 3月

三次市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の意義	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 本計画における障害の定義	2
4 計画の期間	3
5 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針の見直し	3
6 計画の策定体制	4
第2節 データ等からみた障害者を取り巻く現状	5
1 障害者及び障害児の状況	5
2 障害福祉サービス等の状況	15
3 障害のある人向けアンケート調査結果	23
第2章 第7期障害福祉計画	31
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	31
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3 地域生活支援の充実	33
4 福祉施設から一般就労への移行	34
5 相談支援体制の充実・強化等	36
6 障害福祉サービス等の質の向上	37
7 障害福祉サービス等の見込み量と確保策<活動指標>	38
第3章 第3期障害児福祉計画	49
1 障害児支援の提供体制の整備等	49
2 発達障害児に対する支援	50
3 障害福祉サービス等の見込み量と確保策<活動指標>	50
第4章 計画の推進体制	53
1 計画の総合的な推進体制	53
2 計画の点検・評価	53
3 コンプライアンスの重視	53
資料編	54

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画の意義

### 1 計画の目的

三次市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」といいます。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保等を定めることを目的としています。

#### <障害者総合支援法抜粋>

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （以下 略）

#### <児童福祉法抜粋>

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

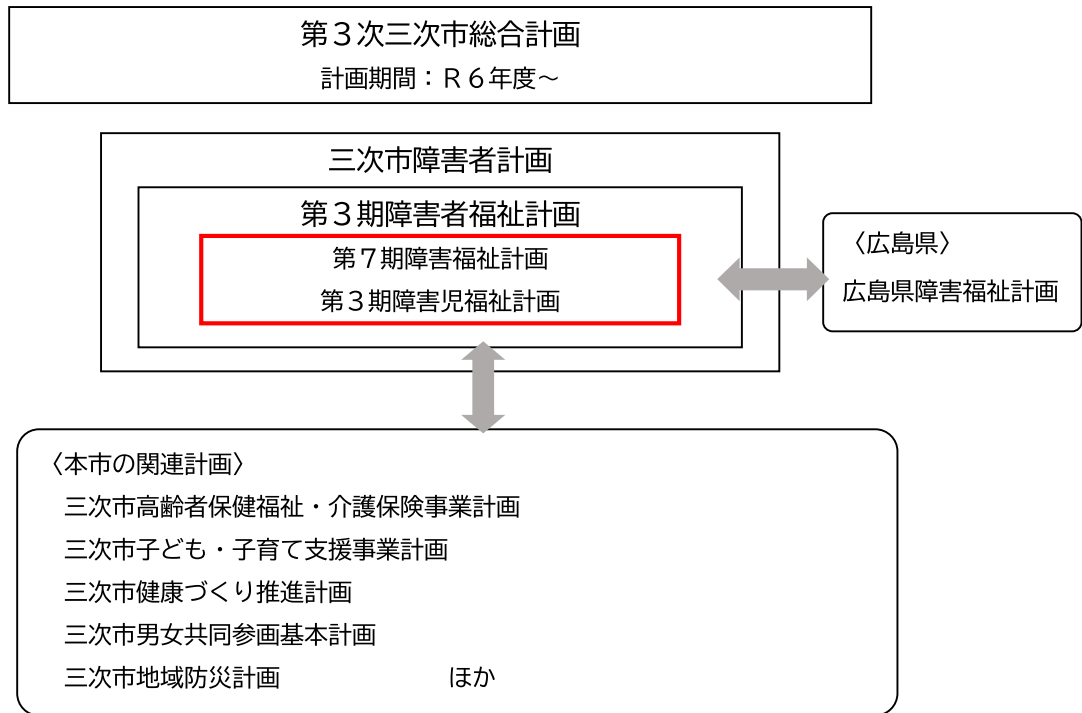
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- （以下 略）

## 2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「三次市総合計画」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「三次市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障害者施策を推進するものとしします。本計画のうち、「障害児福祉計画」については、「三次市子どもの未来応援宣言」の分野別計画として位置付けます。

さらに、「広島県障害者プラン」及び、「広島県障害福祉計画」との整合性を図るものとしします。

【計画の位置付けのイメージ図】



## 3 本計画における障害の定義

本計画における「障害」とは、認定されている身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、継続的に日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態を含むものとしします。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本計画の関連法や制度の改正等、また、社会的情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うものとします。

【計画期間の図】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉計画	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

## 5 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針の見直し

「基本指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針で、この基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の主な見直し事項は、以下の内容になります。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	⑨ 障害福祉サービスの質の確保
③ 福祉施設から一般就労への移行等	⑩ 障害福祉人材の確保・定着
④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
⑤ 発達障害者等支援の一層の充実	⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
⑥ 地域における相談支援体制の充実強化	⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
⑦ 障害者等に対する虐待の防止	⑭ その他：地方分権提案に対する対応

また、国の基本指針においては、以下の項目を成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）として設定しています。

#### 【国基本指針における成果目標】

- ① 施設入所者の地域生活への移行（目標値の見直し）
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実（新規項目の追加）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（目標値の見直し，新規項目の追加）
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（新規項目の追加）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規項目の追加）
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

※国の基本指針となるため、一部都道府県のみにも適用される項目も含んでいます。

## 6 計画の策定体制

### （1）計画案の検討・審議

#### ・三次市障害者計画策定審議会（三次市障害者支援協議会）

保健福祉，就労対策及び医療関係者，障害者及びその家族等で構成される審議会を設置し，計画策定に向けて幅広い審議・検討を行いました。

#### ・三次市障害者計画策定委員会

副市長以下，関係する部長級の職員による委員会を設置し，計画内容の審議・検討を行いました。

#### ・三次市障害者計画策定ワーキンググループ会議

関係課の職員，三次市障害者支援センターの職員等によるワーキンググループ会議を設置し，計画策定にかかわる調査，分析等を行い内容の検討を行いました。

### （2）障害のある方向けアンケート調査の実施

障害のある方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識，意向などを把握し，計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し，障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方，441名からご回答頂きました。

### （3）パブリック・コメントの実施

市民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に，計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和6年1月17日から2月6日までの間，市のホームページ等にて実施し最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 第2節 データ等からみた障害者を取り巻く現状

### 1 障害者及び障害児の状況

#### (1) 障害者の状況

##### ①人口と障害者の推移

総人口は減少している中で、身体障害者は減少、知的障害者は横ばい、精神障害者は増加しています。令和5年現在で、本市の7.4%が障害者手帳所持者となっています。

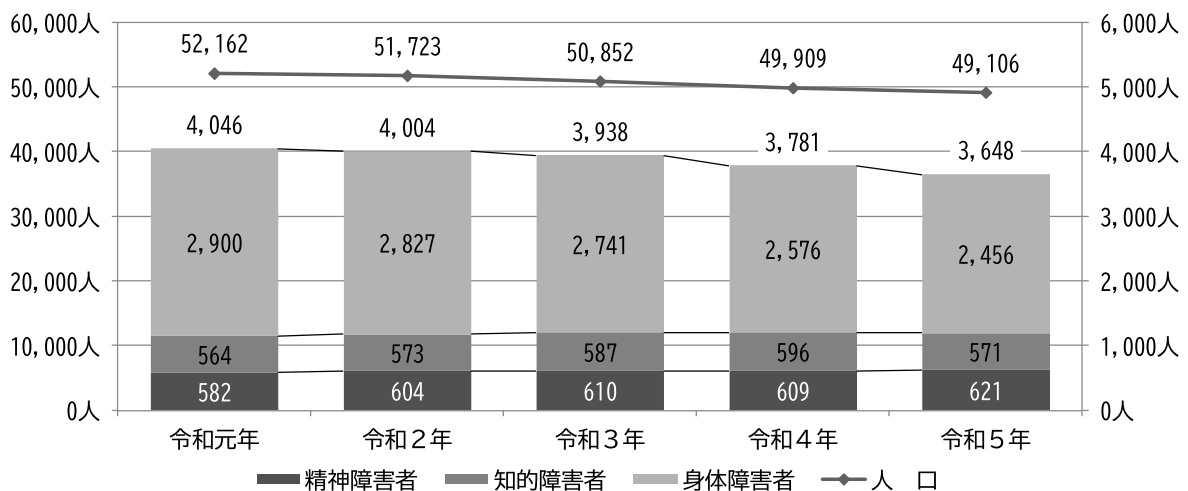
障害者手帳所持者の合計は減少していますが、総人口比で見ると横ばいになっています。

#### ■障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	52,162	51,723	50,852	49,909	49,106
身体障害者	2,900	2,827	2,741	2,576	2,456
総人口比	5.6%	5.5%	5.4%	5.2%	5.0%
知的障害者	564	573	587	596	571
総人口比	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
精神障害者	582	604	610	609	621
総人口比	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%
合計	4,046	4,004	3,938	3,781	3,648
総人口比	7.8%	7.7%	7.7%	7.6%	7.4%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害者実数とは一致しません。



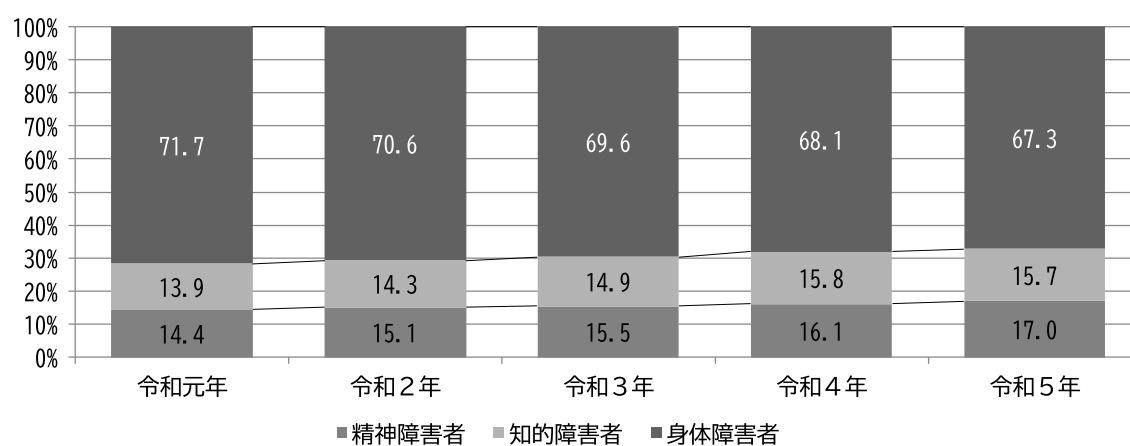
## ②障害者構成比

身体障害者の割合が減少し、知的障害者及び精神障害者の割合が増加しています。

### ■障害者手帳所持者の構成比

各年3月末現在

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	71.7%	70.6%	69.6%	68.1%	67.3%
知的障害者	13.9%	14.3%	14.9%	15.8%	15.7%
精神障害者	14.4%	15.1%	15.5%	16.1%	17.0%



## (2) 各障害別の状況

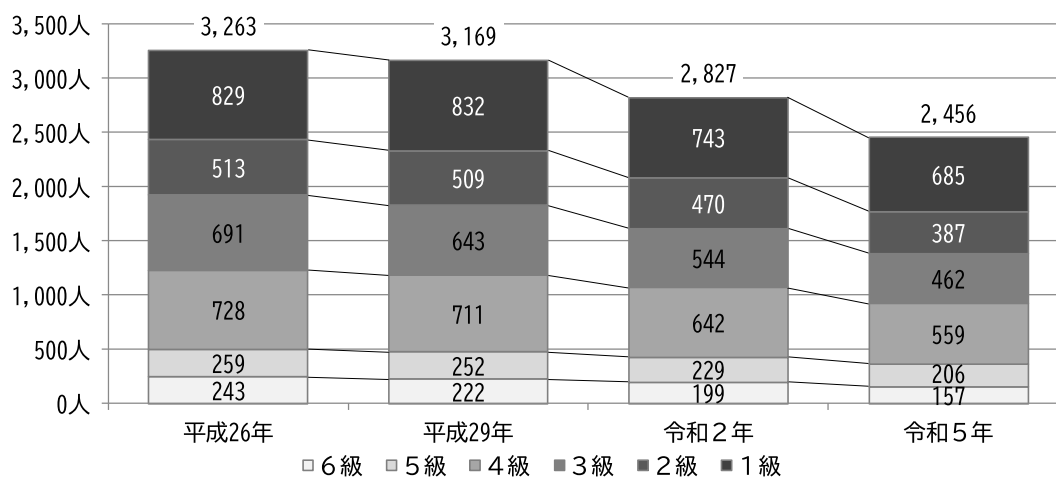
### ①身体障害者の推移

身体障害者手帳所持者数は減少していますが、障害の程度が重い1級の割合は増加しています。

#### ■身体障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
1級	829	832	743	685
割合	25.4%	26.3%	26.3%	27.9%
2級	513	509	470	387
割合	15.7%	16.1%	16.6%	15.8%
3級	691	643	544	462
割合	21.2%	20.3%	19.2%	18.8%
4級	728	711	642	559
割合	22.3%	22.4%	22.7%	22.8%
5級	259	252	229	206
割合	7.9%	8.0%	8.1%	8.4%
6級	243	222	199	157
割合	7.4%	7.0%	7.0%	6.4%
合計	3,263	3,169	2,827	2,456



#### ■身体障害者手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	46	36	31	32
18歳以上	3,217	3,133	2,796	2,424
合計	3,263	3,169	2,827	2,456

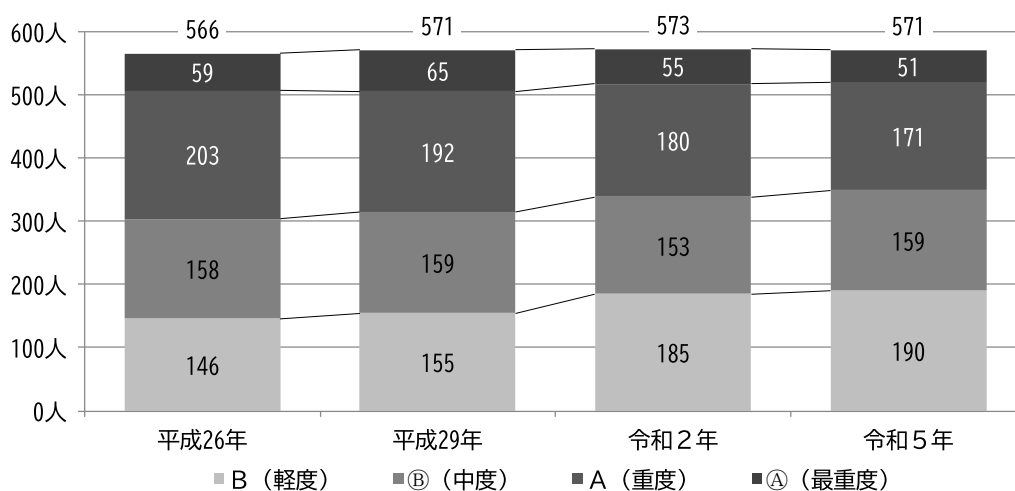
## ②知的障害者の推移

療育手帳所持者数は横ばいになっていますが、B（軽度）の割合は増加しています。また、18歳以上の所持者が増加しています。

### ■療育手帳所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
④（最重度）	59	65	55	51
割合	10.4%	11.4%	9.6%	8.9%
A（重度）	203	192	180	171
割合	35.9%	33.6%	31.4%	29.9%
③（中度）	158	159	153	159
割合	27.9%	27.8%	26.7%	27.8%
B（軽度）	146	155	185	190
割合	25.8%	27.1%	32.3%	33.3%
合計	566	571	573	571



### ■療育手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	146	133	122	114
18歳以上	420	438	451	457
合計	566	571	573	571

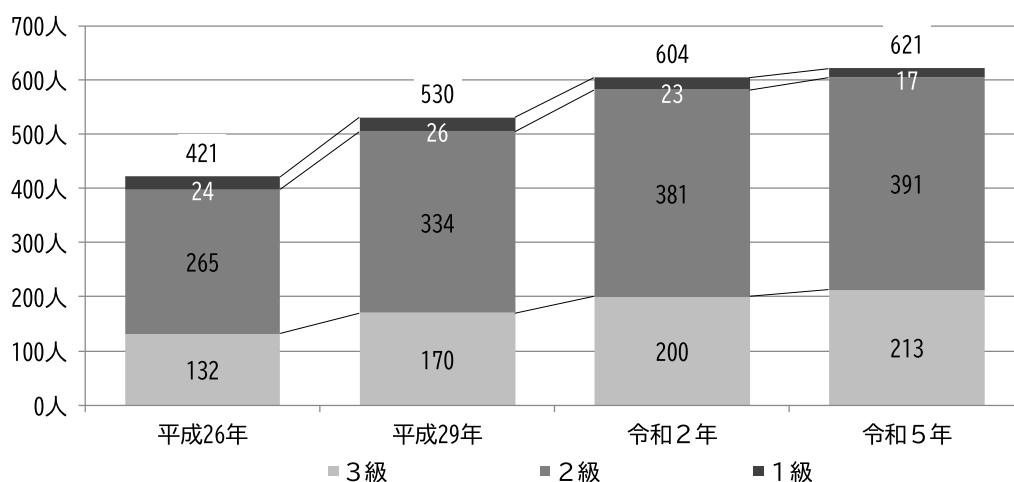
### ③精神障害者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。また、手帳所持者の中では障害の程度が重い1級の割合が減少し、3級が増加しています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
1級	24	26	23	17
割合	5.7%	4.9%	3.8%	2.7%
2級	265	334	381	391
割合	62.9%	63.0%	63.1%	63.0%
3級	132	170	200	213
割合	31.4%	32.1%	33.1%	34.3%
合計	421	530	604	621



#### ■精神障害者保健福祉手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満	14	15	12	20
18歳以上	407	515	592	601
合計	421	530	604	621

#### ④自立支援医療（精神通院）受給者の推移

精神疾患に掛かる医療費負担を軽減する自立支援医療の受給者は令和2年度に大きく増加し、その後は横ばいになっています。

#### ■自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
受給者数	555	687	805	815

#### ⑤指定難病患者数等の推移

国に指定された難病の患者数は令和3年度に大きく増加し、その後は横ばいになっています。

#### ■指定難病患者数等の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	379	395	438	436	435

### (3) 障害児の状況

#### ①人口と障害児の推移

18歳未満の人口は減少しています。

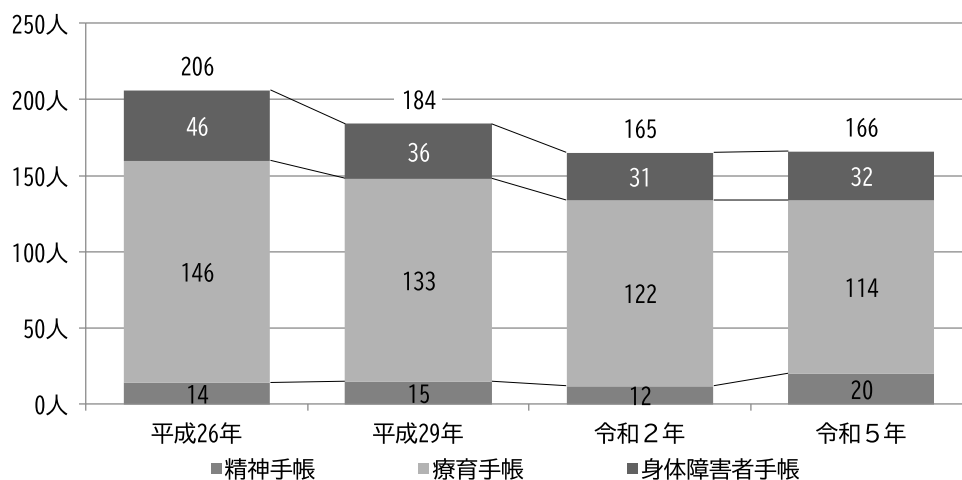
障害者手帳所持者数は令和2年までは減少し、その後は横ばいになっています。

#### ■障害者手帳を所持する児童の推移

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
18歳未満の人口	8,507	8,040	7,532	6,934
身体障害	46	36	31	32
人口比	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%
知的障害	146	133	122	114
人口比	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%
精神障害	14	15	12	20
人口比	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
合計	206	184	165	166
人口比	2.4%	2.3%	2.2%	2.4%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害児総数とは一致しません。



#### ②こども発達支援センターを利用する児童の推移

こども発達支援センターの利用児童数は減少しています。また、教室通所者数は近年大きく減少しています。

(単位：人，件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室通所者数	95	89	73	33	27
相談件数	387	245	251	234	118

※令和5年度は4月～9月実績

### ③特別支援学級の児童・生徒の推移

小学校において、特別支援学級に通う児童が増加しており、知的障害及び自閉症・情緒障害の児童が増加しています。

各年度5月1日現在（単位：学校数 [校]，学級数 [クラス]，在籍者数 [人]）

区分	小学校						中学校					
	学校数		学級数		在籍者数		学校数		学級数		在籍者数	
	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5
知的障害	13	15	13	15	32	46	6	7	6	7	14	19
肢体不自由	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
病弱・身体虚弱	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1
弱視	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難聴	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	1	-
言語障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自閉症・情緒障害	12	15	13	16	37	55	7	8	7	8	12	23
合計	27	31	28	32	71	102	15	16	15	16	28	43

※合計は延数

### ④通常学級における特別な支援が必要とみられる児童・生徒の推移

特別な支援が必要とみられる児童の人数と割合は増加しています。

（単位：人）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	人数	170	173	176	195	222
	割合	6.4%	6.5%	6.9%	8.1%	9.4%
中学校	人数	32	38	39	70	83
	割合	2.3%	2.9%	3.2%	6.3%	7.8%
全体	人数	202	211	215	265	305
	割合	6.2%	5.3%	5.7%	7.5%	8.9%

⑤県立庄原特別支援学校在籍児童・生徒の推移

平成30年度から在籍者数が大きく増加しています。

高等部においての就労体験等の作業学習により、一般就労へとつながっています。

■三次市在住の児童・生徒数

各年度5月1日現在（単位：人）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍者数	小学部	9	9	12	13	11	11
	中学部	12	14	12	11	9	7
	高等部	28	26	28	25	27	26
	合計	49	49	52	49	47	44

■三次市在住の児童・生徒の通学状況

各年度5月1日現在（単位：人）

区分	自宅から		施設から	
	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和5年度
小学部	10	11	2	0
中学部	12	7	0	0
高等部	26	25	5	1
合計	48	43	7	1

■進路状況

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労	12	7	10	4	7	3
生活介護	0	3	2	1	4	3
就労継続A型	0	1	1	0	1	0
就労継続B型	4	2	8	5	2	3
就労移行支援	1	1	0	0	3	3
自立訓練	0	0	0	0	0	0
日中一時支援	0	0	0	0	0	0
地域活動支援	0	0	0	0	0	0
日中活動（療養介護）	0	2	0	0	0	0
進学	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	1	2	0	0
合計	17	17	22	12	17	12

#### (4) 障害者雇用の状況

##### ①障害者の実雇用率の推移

障害のある人の実雇用率は、令和元年より 0.16 ポイント上昇しています。

区分	各年6月1日現在	
	令和元年	令和4年
三次公共職業安定所管内	2.37%	2.53%
広島県	2.18%	2.38%
全国	2.11%	2.25%

##### ②障害者実雇用率の法定雇用率達成事業者の推移

障害者雇用促進法による法定雇用率を達成している事業者は、令和元年より 7.7 ポイント上昇し、広島県や全国より上昇幅が大きくなっています。

区分	各年6月1日現在	
	令和元年	令和4年
三次公共職業安定所管内	63.4%	71.1%
広島県	48.1%	49.5%
全国	48.0%	48.3%

## 2 障害福祉サービス等の状況

### (1) 障害支援区分認定者数の推移

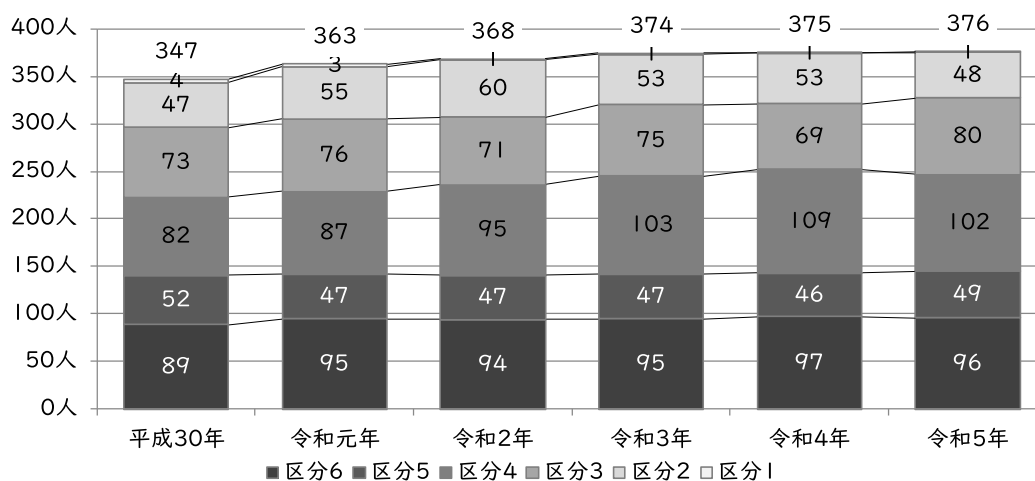
認定者数の合計は近年横ばいになっています。

認定区分は、必要とされる支援の度合いを示し、区分の数字が大きくなると必要とされる支援の度合いが高くなります。

区分3が令和5年に大きく増加しています。

各年3月末現在（単位：人）

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	4	3	1	1	1	1
区分2	47	55	60	53	53	48
区分3	73	76	71	75	69	80
区分4	82	87	95	103	109	102
区分5	52	47	47	47	46	49
区分6	89	95	94	95	97	96
合計	347	363	368	374	375	376



(2) 各サービス提供事業者の状況 ※令和6年1月1日現在

【訪問系サービス】

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

②同行援護

視覚障害の人の移動時や外出支援、外出時の排泄、食事等の援助を提供します。

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号

③重度訪問介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

障害支援区分4以上の人で、常に介護が必要な重度の肢体不自由の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

④行動援護

知的障害や精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。障害支援区分3以上の人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

#### ⑤重度障害者等包括支援

居宅介護等の障害福祉サービスを包括的にを行います。

障害支援区分6の人のうち、常に介護を必要とする人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

#### 【日中活動系サービス】

##### ①生活介護

昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）の人、施設入所は、障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の人が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ	三次市甲奴町本郷11584番地
生活介護事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

##### ②自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

##### ③自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

事業所名	所在地
生活訓練事業所これから	三次市十日市中一丁目6番14号2階

##### ④就労移行支援

一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

事業所名	所在地
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

#### ⑤就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等の就労が困難な人で、必要な訓練を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な人（就労開始時に65歳未満）が対象となります。

事業所名	所在地
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
未来ファーム	三次市三次町346番地3

#### ⑥就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等での就労が困難で、就労移行支援等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など必要な訓練を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される人が対象となります。

事業所名	所在地
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
YCC	三次市吉舎町吉舎578番地4
晴ればれ	三次市粟屋町1731番地
エンポート三次	三次市十日市南七丁目12番9-5号

#### ⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行ないます。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

#### ⑧療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護及び日常生活上の世話をを行います。

医療及び常時の介護を必要とする人（①障害支援区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者等）が対象となります。

事業所名	所在地
子鹿医療療育センター	三次市粟屋町11664番地

### ⑨短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。

事業所名	所在地
子鹿短期入所事業所	三次市粟屋町11664番地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11584番地
にじ色短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくら短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11583番地2
ケアハウス君田短期入所事業所	三次市君田町東入君238番地1
短期入所事業所ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7
ビハーラ花の里病院（医療型）	三次市山家町605番地20
ショートステイココネル	三次市四拾貫町812番地6
市立三次中央病院（医療型）	三次市東酒屋町10531番地

### ⑩地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援を図ります。

事業所名	所在地
地域活動支援センターふらっと	三次市甲奴町本郷1215番地1
かぜくさ	三次市十日市東四丁目11番3号
ともえ三次工房	三次市畠敷町1351番地10
ジョイジョイワーク第3作業所	三次市三次町2054番地1

### 【居住系サービス】

#### ①自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力等に不安がある人などが対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

## ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。

地域において、自立した障害者で生活を送る時、何らかの支援、援助が必要な人が対象となります。

事業所名	所在地
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
ゆうしゃいん笑花	三次市十日市東五丁目13番10号
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくらホーム	三次市甲奴町本郷11583番地2
コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7

## ③施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

①生活介護利用者で障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の人、②自立訓練や就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人等が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1

## 【相談支援サービス】

### ①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
相談支援事業所おおぞら	三次市粟屋町1731番地
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
相談支援事業所お結び	三次市畠敷町22番地4

### ②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

### ③地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談や必要な支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

### 【障害児福祉サービス】

#### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
キッズさぽーと yui	三次市畠敷町22番地4

#### ②医療型児童発達支援

児童発達支援及び必要な治療を行います。

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

#### ③居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

#### ④放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
スマイルのお家 みよし	三次市十日市南七丁目9番25号
放課後キッズ楽喜	三次市南畑敷町488番地3
キッズさぽーと yui	三次市畠敷町22番地4
結	三次市畠敷町22番地2

#### ⑤保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1

#### ⑥障害児相談支援

障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
相談支援事業所お結び	三次市畠敷町22番地4

### 3 障害のある人向けアンケート調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ①調査概要及び配布・回収状況

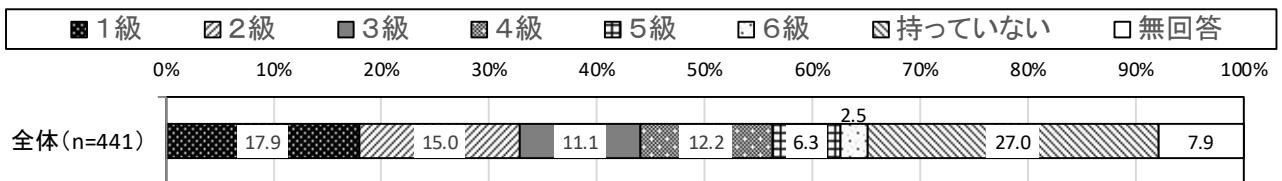
項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	障害者手帳（身体・療育・精神）所持者
調査票配布対象者数	1,000人
抽出方法	無作為抽出（層化抽出法）
調査期間	令和5年10月
回収数・率	441件（内WEB回答53件）／回収率44.1%（前回調査：53.2%）

##### ②回答者の属性

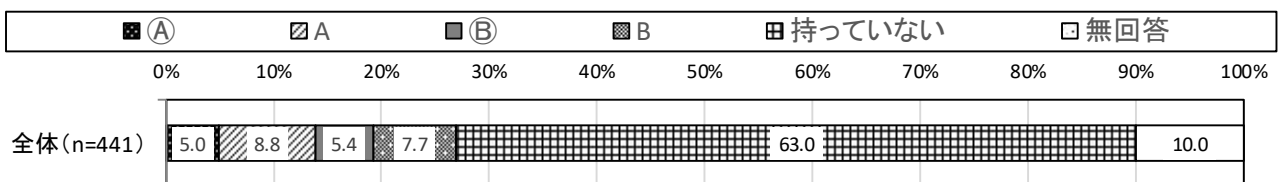
###### 【回答者の障害者手帳所持状況】

身体障害者手帳は65.1%、療育手帳は27.0%、精神障害者保健福祉手帳は17.7%が所持していると回答しています。（複数の手帳を所持している人がいるため合計は100%になりません。）

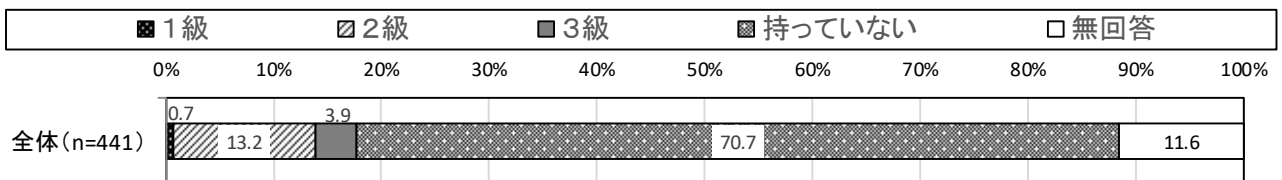
###### ■身体障害者手帳



###### ■療育手帳

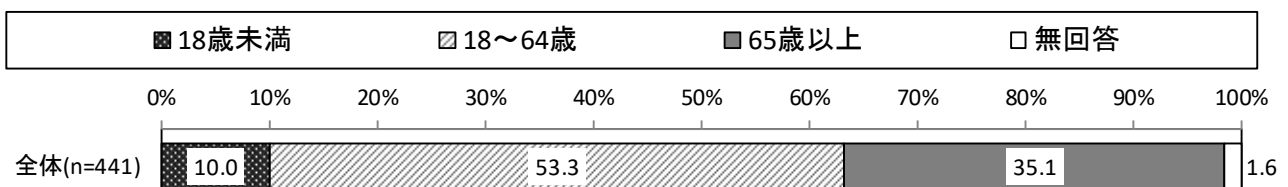


###### ■精神障害者保健福祉手帳



###### ■回答者の年齢

「18～64歳」が53.3%で最も多く、次いで、「65歳以上」、「18歳未満」となっています。

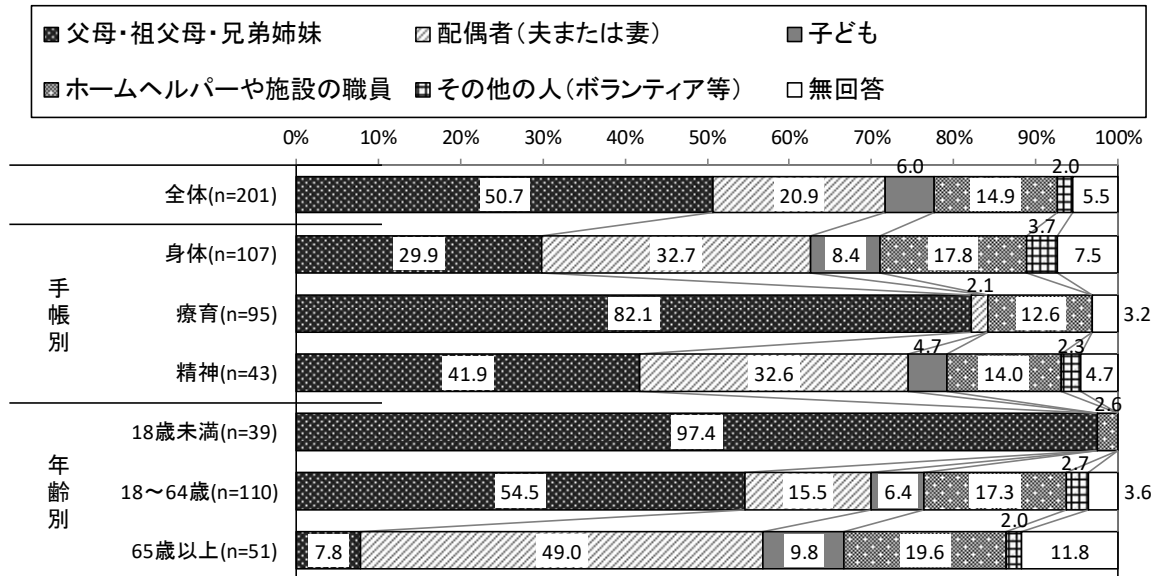


(2) 調査結果

【主な介助者の年齢と主な介助者以外に頼りにできる人の有無】

問 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(単数回答)

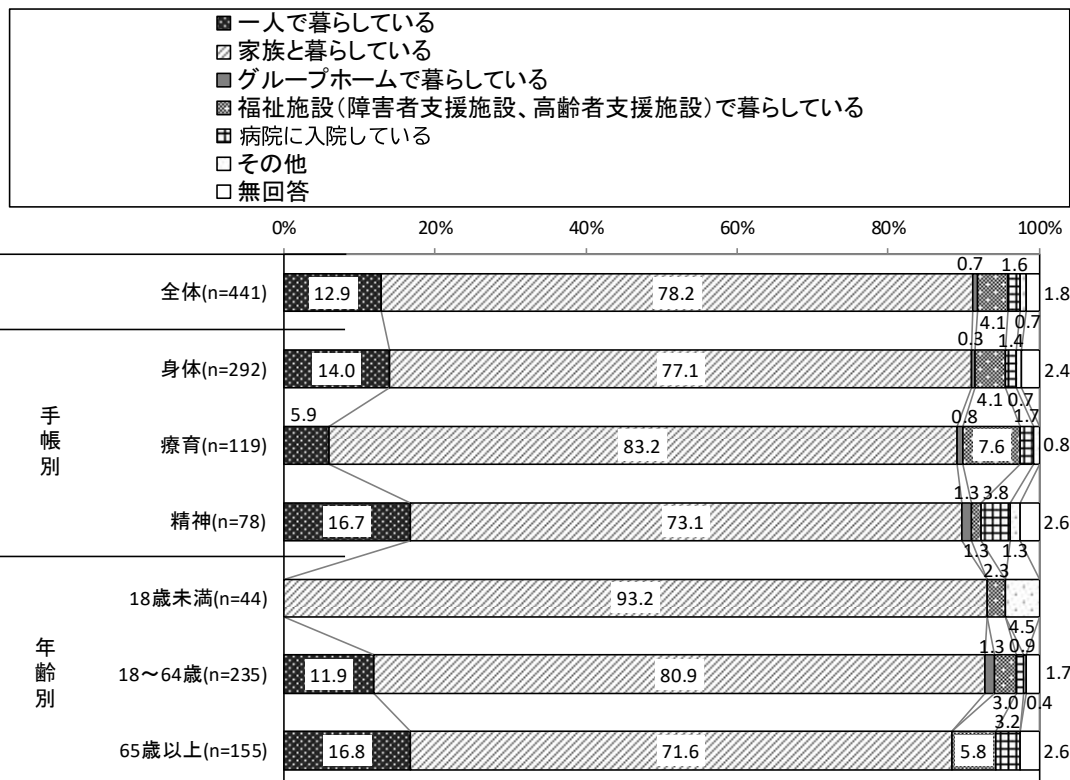
全体では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が50.7%で最も多く、次いで、「配偶者(夫または妻)」、「ホームヘルパーや施設の職員」となっています。手帳別では、療育において、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が高く、身体において、「配偶者(夫または妻)」の割合が高くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が低くなっています。主に介助してくれる方の年齢では、「50歳以上80歳未満」が60.9%で最も多くなっています。



【現在の暮らしの状況と地域生活移行への意向及び必要な支援】

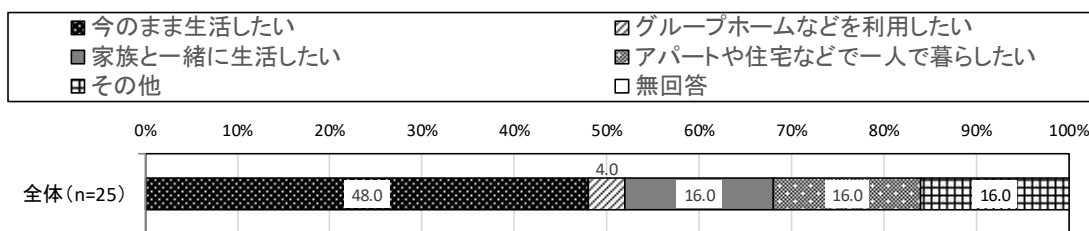
問 あなたは現在どのように暮らしていますか(単数回答)

全体では、「家族と暮らしている」が78.2%で最も多く、次いで、「一人で暮らしている」、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」となっています。手帳別では、精神において、「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。年齢別では、年齢が上がるにつれて、「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。



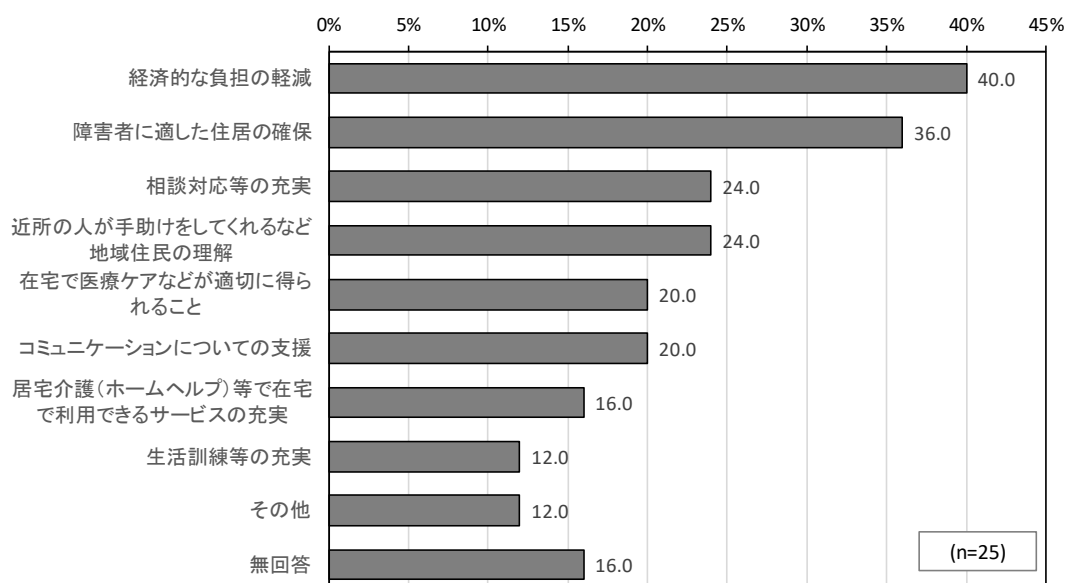
問 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか（単数回答）

「今のまま生活したい」が 48.0%で最も多く、次いで、「家族と一緒に生活したい」、「アパートや住宅などで一人で暮らしたい」となっています。



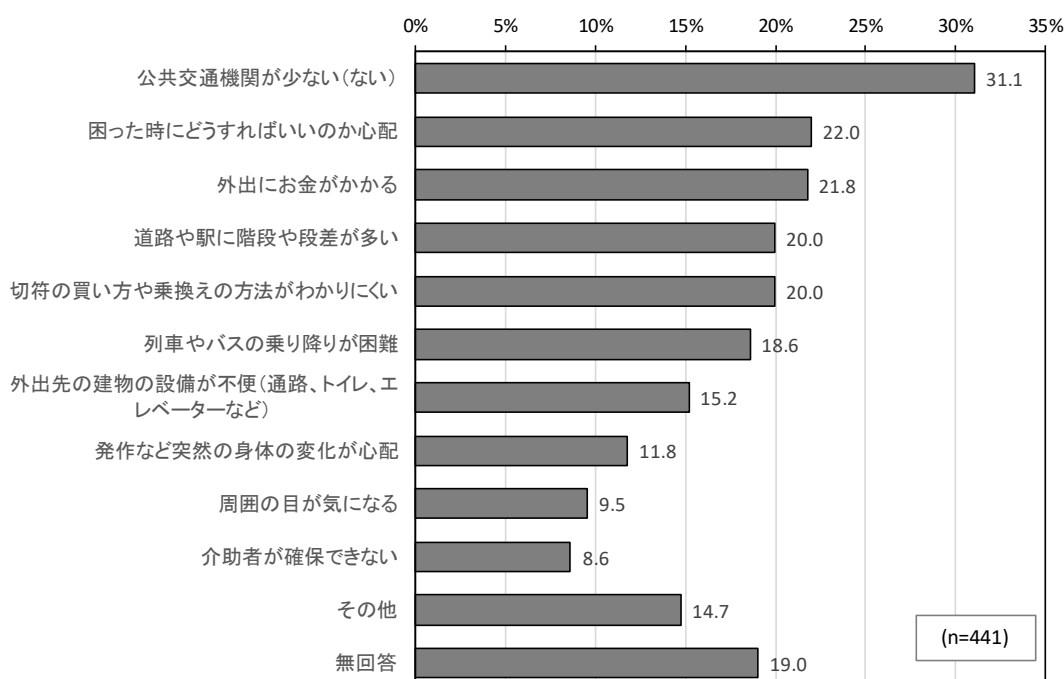
問 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が 40.0%で最も多く、次いで、「障害者に適した住居の確保」、「相談対応等の充実」、「近所の人を手助けをしてくれるなど地域住民の理解」となっています。



問 あなたが外出する時に困ること、外出しない理由、外出できない理由は何ですか(複数回答)

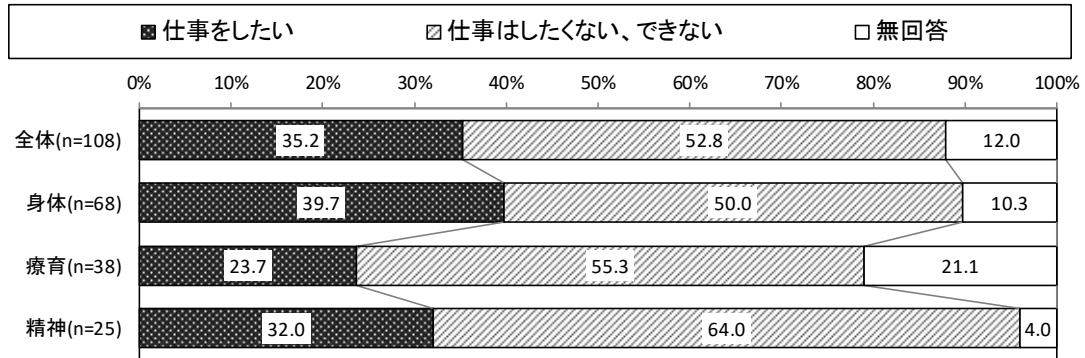
「公共交通機関が少ない(ない)」が 31.1%で最も多く、次いで、「困った時にどうすればいいの心配」、「外出にお金がかかる」となっています。



**【就労意向と就労のために必要な支援】**

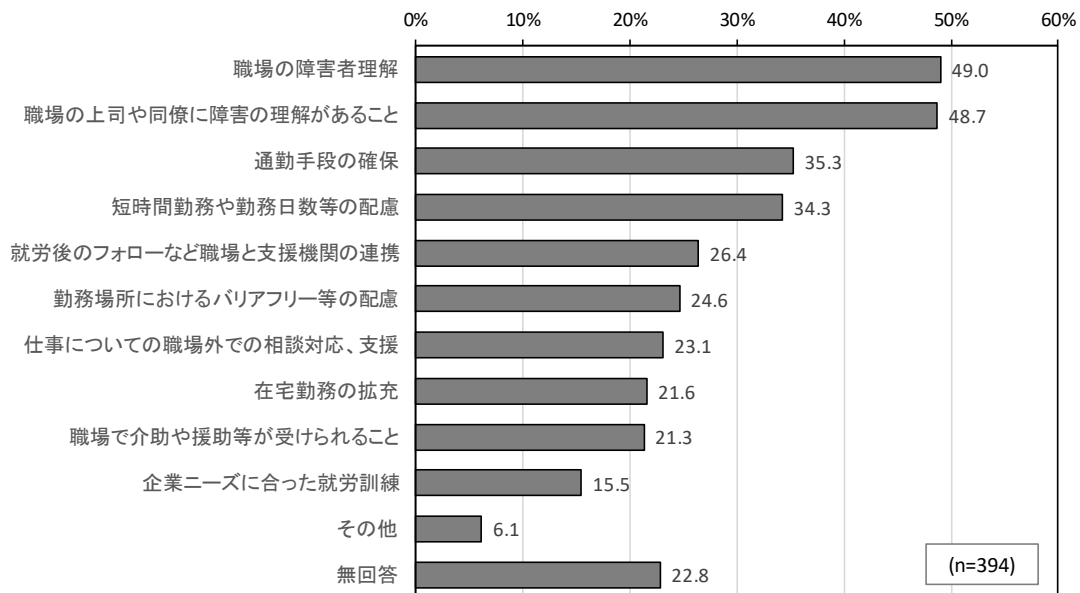
問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか（単数回答）

全体では、「仕事はしたくない、できない」が52.8%で最も多く、次いで、「仕事をしたい」となっています。手帳別では、療育において、「仕事をしたい」の割合が低くなっています。

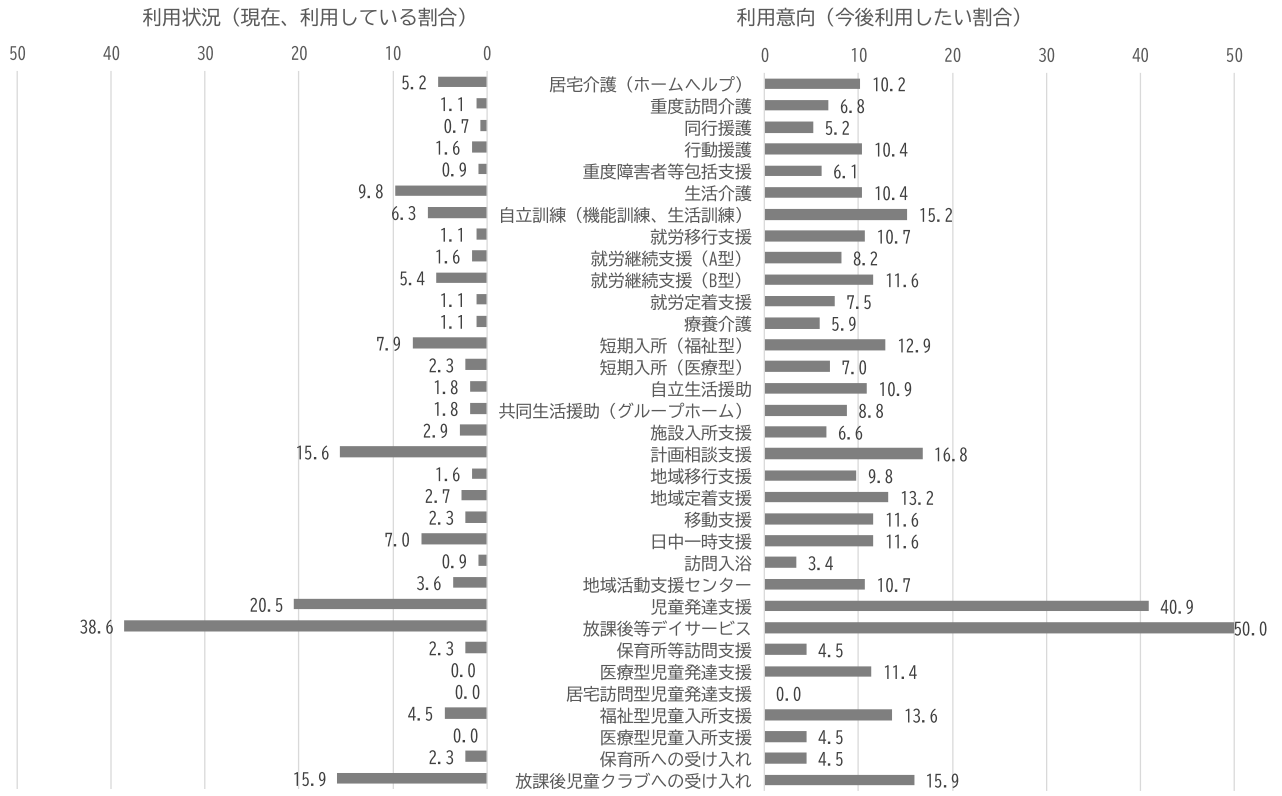


問 あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

「職場の障害者理解」が49.0%で最も多く、次いで、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「通勤手段の確保」となっています。



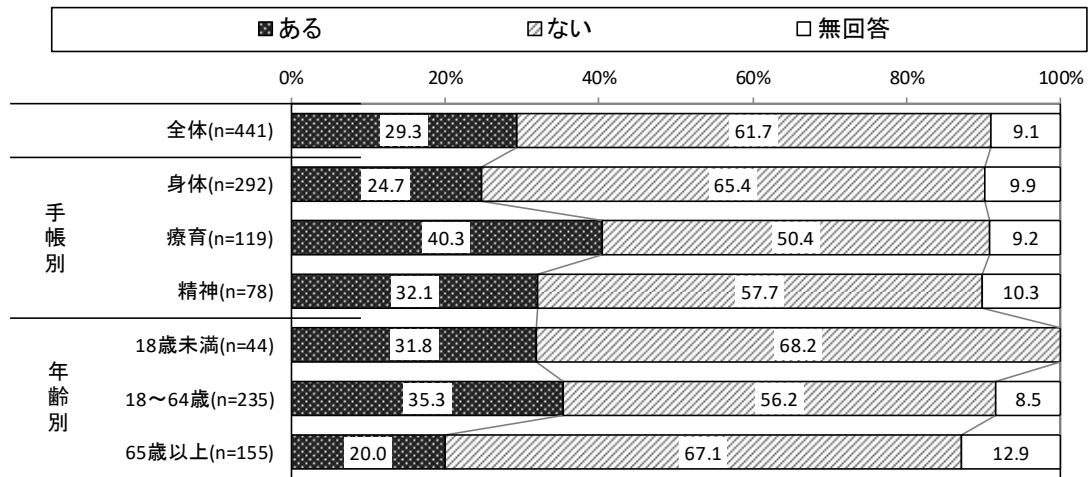
## 【サービスの利用状況と利用意向】



### 【差別や嫌な思いをした経験】

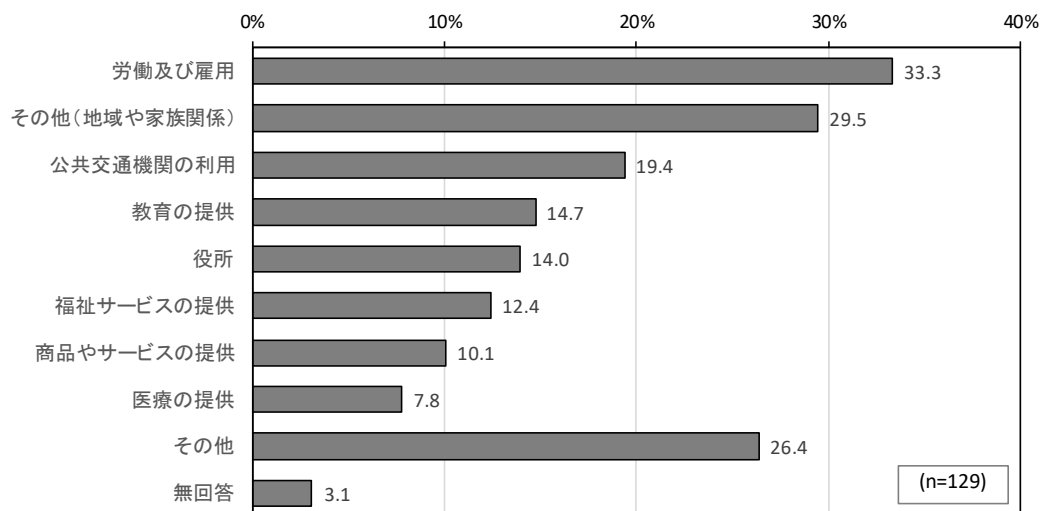
問 あなたは障害があることで差別を受けたことがありますか（単数回答）

全体では、「ない」が61.7%で最も多く、次いで、「ある」となっています。  
手帳別では、療育及び精神において、「ある」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満及び18～64歳において、「ある」の割合が高くなっています。また、65歳以上において「ある」の割合が低くなっています。



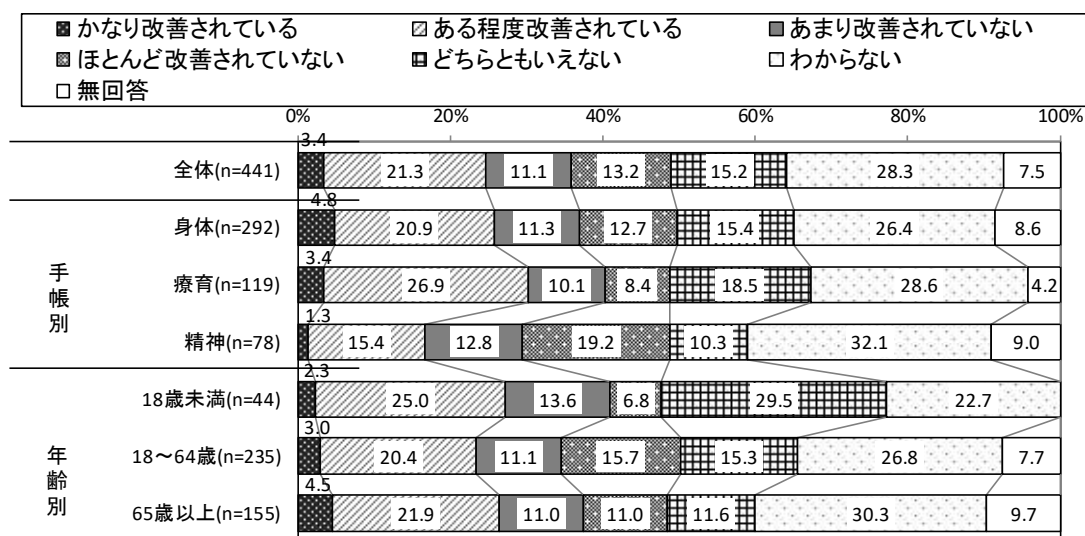
問 どのような場所で、配慮に欠けると感じましたか（複数回答）

「労働及び雇用」が33.3%で最も多く、次いで、「その他（地域や家族関係）」、「公共交通機関の利用」となっています。



問 あなたは、障害者に対する差別や偏見は、5年前と比べて改善されたと思いますか（単数回答）

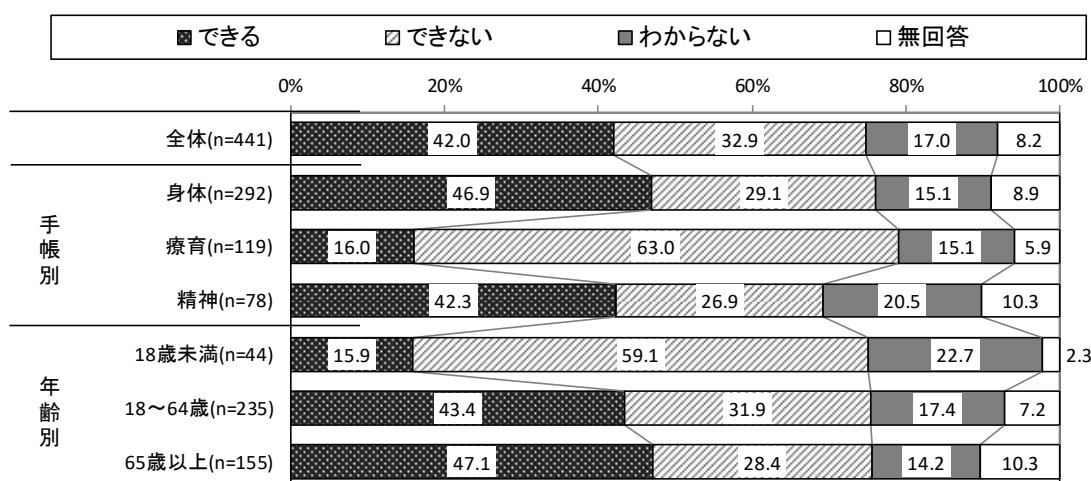
全体では、「わからない」が28.3%で最も多く、次いで、「ある程度改善されている」、「どちらともいえない」となっています。手帳別では、療育において、「ある程度改善されている」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満において、「かなり改善されている」の割合が低く、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。また、65歳以上において、「あまり改善されていない」の割合が低く、「わからない」の割合が高くなっています。



### 【災害時における避難及び困ること】

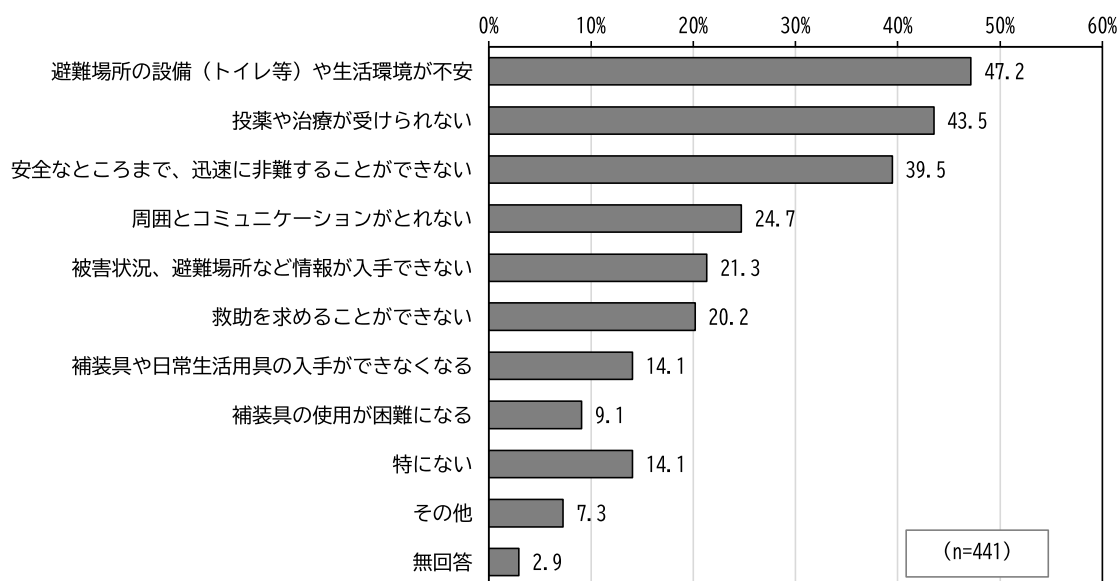
問 あなたは水害や地震等の災害時に一人で避難できますか（単数回答）

全体では、「できる」が42.0%で最も多く、次いで、「できない」、「わからない」となっています。手帳別では、療育において、「できない」の割合が高くなっています。年齢別では、18歳未満において、「できない」の割合が高くなっています。



### 問 水害や地震等の災害時に困ることは何ですか（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 47.2%で最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。



### (3) アンケート結果のまとめ

#### 【介助者の高齢化と地域移行への支援】

- ・ 障害のある人を介助してくれる人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の近親者が半数を占め、その年齢も「50歳以上 80歳未満」が 60.9%を占めています。介助者の高齢化が課題となっており、その家族の支援と障害者が今後一人で生活できる支援が求められています。
- ・ 障害のある人で、現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は 36%となっており、地域移行のためには経済的な支援やサービスの充実が求められている結果となっています。

#### 【就労支援】

- ・ 今後、収入を得る「仕事をしたい」と回答した人は 35.2%で、「仕事をしたくない、できない」と回答した人が半数を占めています。就労支援として必要だと思うことについて、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっているように、障害者の就労を支援する取組の重要性とともに、障害者への周囲の理解を進める取組が特に求められている結果となっています。

#### 【差別や嫌な思い】

- ・ 障害者への差別や偏見が5年前と比べて改善されたと思う人は 24.7%となっており、まだまだ地域や職場など周囲の理解が不足している結果となっています。

#### 【災害時への対応】

- ・ 障害のある人で災害時に「一人で避難できる」と回答した人は 42%ですが、療育手帳保持者では 63%が「できない」と回答しています。避難時の対応とともに、避難時と避難後の生活支援のために個別の避難計画整備を進め、災害時での支援体制の整備を進める必要があります。

## 第2章 第7期障害福祉計画

第7期障害福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

《国の指針》

- ・地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上を削減する

【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和4年度末の入所者数（A）	102人	
令和8年度末の入所者数（B）	97人	令和8年度末の利用者数見込
削減数（C）	5人	令和4年時点から令和8年度末までの削減数
削減率（C/A）	5%	
地域生活移行者数（D）	6人	令和4年度末の入所者数のうち、令和8年度末までの移行者数
地域生活移行率（D/A）	6%	

（目標設定の考え方）

国の基本指針に基づき、令和8年度末において、令和4年度末から施設入所者数を5%削減し、6%が地域生活に移行する目標を設定しています。

（目標達成のための方策）

入所施設・相談支援事業所等との連携により、地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、実態に合った支援を提供し、地域移行を進めていきます。

地域生活支援システムの周知や関係機関とのネットワーク強化を図り、緊急時においても安心して地域生活を送ることができる体制を整備します。

施設入所者個々の望む暮らしを計画相談支援を通して明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の指針》

- ・精神障害者の病床等の成果目標については、県が設定  
市では基本指針を踏まえた活動指標を設定

### 【活動指標】

項目	見込み
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回
保健, 医療, 福祉, 介護, 当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	15人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
令和8年度末の精神障害者における共同生活援助の利用者数	30人/月
令和8年度末の精神障害者における自立訓練（生活訓練）の利用者数	10人/月

### （目標設定の考え方）

国の基本指針に基づき、県と連携をして、各項目の目標を設定しています。

### （目標達成のための方策）

協議の場において、課題等を検討し取組を行います。当事者や支援者の困り感から出る課題の軽減に向け協議を進めていきます。

### 3 地域生活支援の充実

#### 《国の指針》

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

#### 【成果目標】

項目	数値等	考え方
令和8年度末の地域生活拠点等の整備か所数	1か所	三次市障害者支援センターを中心とした、面的な支援ネットワークの体制を維持し、機能の充実を図る
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	有	
コーディネーターの配置	1人	市内の相談支援専門員をコーディネーターとして配置
地域生活拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	1人	機能事業所として登録した事業所に担当者を配置
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	障害者支援協議会において、拠点の運用状況の検証と機能充実に向けた検討を実施
地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有	三次市障害者支援センターを中心に、機能事業所による緊急時の相談支援や受入支援の体制を維持する。
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	圏域実施	強度行動障害を有する障害者に関するニーズの把握等により、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を行う

#### （目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに地域生活支援拠点を原則各市町村に1か所以上整備し、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回以上実施する目標に準じて設定しています。

#### （目標達成のための方策）

三次市障害者支援センターを中心とした、相談、緊急時の受け入れ・対応の機能を持った面的な支援ネットワークの体制を維持し、機能の充実を図ります。運用状況や機能の充実を障害者支援協議会において検証と検討を実施します。

強度行動障害に関する課題やニーズを相談支援の内容から把握し、関係機関と連携し、支援体制の整備について検討します。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

##### 《国の指針》

- ・ 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする
- ・ 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする
- ・ 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする

##### 【成果目標】

##### ①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の一般就労移行者数（A）	3人	
令和8年度の一般就労移行者数（B）	4人	
移行割合（B/A）	1.33倍	1.28倍
Aのうち就労移行支援利用者数（C）	1人	
Bのうち就労移行支援利用者数（D）	2人	
移行割合（D/C）	200%	
Aのうち就労継続支援A型利用者数（E）	1人	
Bのうち就労継続支援A型利用者数（F）	1人	
移行割合（F/E）	100%	
Aのうち就労継続支援B型利用者数（G）	1人	
Bのうち就労継続支援B型利用者数（H）	1人	
移行割合（H/G）	100%	

##### ②就労移行支援事業所から一般就労への移行

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の就労移行支援事業所数（A）	1か所	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（B）	0か所	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合（B/A）	0%	
項目	数値等	国基本指針
令和8年度の就労移行支援事業所数（C）	1か所	
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（D）	1か所	
移行割合（D/C）	100%	50%

### ③就労定着支援事業の利用者

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	0人	
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (B)	1人	
移行割合 (B/A)	-	141%

### ④就労定着支援事業所利用後の就労定着率

項目	数値等	国基本指針
令和3年度の就労定着支援事業所数 (A)	0か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数 (B)	0か所	
就労定着率が7割以上の事業所の割合 (B/A)	0%	
令和8年度の就労定着支援事業所数 (C)	1か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数 (D)	1か所	
就労定着率が7割以上となる事業所の割合 (D/C)	100%	25%

#### (目標設定の考え方)

国指針を踏まえて、一般就労への移行者数を設定しています。事業者数については、近年の実績をもとに数値を設定しています。

#### (目標達成のための方策)

三次市障害者支援センターや備北障害者・生活就業支援センター、公共職業安定所等と連携して就労支援を進めていきます。また、就労定着支援の実施に向けて関係機関との協議を進めます。

また、障害者支援協議会とも連携し、障害者雇用の理解促進を進めます。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

《国の指針》

- ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の取組を行う。

【成果目標】

項目	数値等	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制有	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、相談支援部会において、地域の相談支援体制の強化のための取組を進めています。

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

障害者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、基幹相談支援センターを継続して設置します。相談支援事業所に対する専門的な指導・助言，人材育成への支援，相談機関との連携強化については、基幹相談支援センターが中心となり実施します。

三次市障害者支援センターや相談支援部会を中心として、相談支援の充実と体制強化を図っていきます。

【活動指標】

項目	単位	R6	R7	R8	説明
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施	実施	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	7	7	7	三次市障害者支援センターにおいて、専門的な指導・助言を行います。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	2	2	2	相談支援部会において、勉強会・研修会を実施します。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	12	12	12	相談支援部会において、毎月部会を開催し、連携強化を図ります。

【活動指標】（発達障害者に対する支援）

項目	単位	R6	R7	R8	説明
ピアサポートの活動への参加人数	人	5	5	5	三次市障害者支援センターにおいて、ピアサポーターの養成と活動支援を行います。精神障害者に加えて発達障害者のピアサポート活動への参加も促していきます。

## 6 障害福祉サービス等の質の向上

《国の指針》

- ・都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する

### 【成果目標】

項目	数値等	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	体制有	次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

#### （目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標に準じて設定しています。

#### （目標達成のための方策）

障害者総合支援法の具体的内容について市職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等への参加を促進します。

自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行います。また、事業所に対する指導監査結果について、市と事業所で共有し適切なサービス提供の促進を図ります。

以下の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

### 【活動指標】

項目	単位	R6	R7	R8	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人/年	3	3	3	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	体制有	体制有	体制有	新たな取組として実施を検討していきます。
	回/年	1	1	1	

## 7 障害福祉サービス等の見込み量と確保策<活動指標>

原則として、令和5（2023）年9月までの実績に加え、アンケートでの利用意向を参考に利用者数、利用時間数を算出しています。

### （1）訪問系サービス

区分	サービス内容
居宅介護	障害のある人等で居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害のある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

### 【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	1,070	1,136	1,207	970	864	869
	人/月	72	78	85	68	67	64
重度訪問介護	時間/月	838	1,257	1,257	1,317	730	1,276
	人/月	2	3	3	3	3	3
同行援護	時間/月	69	74	79	27	79	42
	人/月	9	10	11	4	5	5
行動援護	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	898	927	958
	人/月	73	75	78
重度訪問介護	時間/月	1,363	1,455	1,554
	人/月	3	3	4
同行援護	時間/月	41	41	40
	人/月	5	5	4
行動援護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1

【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績，アンケート調査による利用ニーズを考慮して見込み量を設定しています。

なお，サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては，利用時間，利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し，その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 日中活動系サービス

区分	サービス内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害のある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の能力や適性や地域社会、事業所の状況にあった選択ができることを目指して必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等に機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続を利用して一般就労した障害のある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日/月	3,204	3,225	3,245	3,429	3,416	3,335
	人/月	154	155	157	163	164	167
自立訓練 (機能訓練)	日/月	20	20	20	0	17	20
	人/月	1	1	1	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	日/月	15	15	15	23	69	82
	人/月	1	1	1	1	5	6
就労移行支援	日/月	53	62	72	87	74	89
	人/月	5	6	7	7	5	5
就労継続 支援（A型）	日/月	911	976	1,045	846	809	721
	人/月	48	50	23	45	42	37
就労継続 支援（B型）	日/月	3,794	3,953	4,118	3,769	4,025	4,107
	人/月	221	230	240	216	225	228

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	2	2	2	0	0	0
療養介護	人/月	14	14	14	13	12	12
短期入所 (福祉型)	日/月	281	304	326	319	331	380
	人/月	29	33	36	31	37	43
短期入所 (医療型)	日/月	51	54	56	15	62	31
	人/月	6	9	12	3	6	5

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

### 【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	日/月	3,404	3,475	3,547
	人/月	170	172	175
自立訓練（機能訓練）	日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日/月	86	90	94
	人/月	6	7	7
就労選択支援	日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
就労移行支援	日/月	80	88	97
	人/月	5	8	10
就労継続支援（A型）	日/月	748	777	806
	人/月	37	37	38
就労継続支援（B型）	日/月	4,337	4,580	4,836
	人/月	236	244	253
就労定着支援	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	11	11	10
短期入所（福祉型）	日/月	391	403	415
	人/月	44	46	47
短期入所（医療型）	日/月	39	48	59
	人/月	5	5	4

### 【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、就労移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

### (3) 居住系サービス

区分	サービス内容
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障害のある人に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	障害のある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

#### 【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	2	2	0	0	0
共同生活援助	人/月	86	87	89	92	96	95
施設入所支援	人/月	97	97	96	106	102	101

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

#### 【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	103	112	122
施設入所支援	人/月	100	98	97

#### 【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、地域移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

#### (4) 相談支援

区分	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応等の必要な支援を行います。

#### 【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	163	176	191	169	165	155
地域移行支援	人/月	2	2	2	0	0	0
地域定着支援	人/月	2	2	2	0	0	0

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

#### 【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	163	171	181
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	2	2	2

#### 【見込量算出の考え方】

平成30年度から令和5年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

#### (5) 地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定

地域生活支援事業実施要綱に記載のある次の事業について、事業ごとに定める実施要領に基づき、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

区分	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害に対する理解を深める研修・啓発事業を進めます。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

区分	サービス内容
相談支援事業	<p>障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っています。また、障害福祉サービス利用の前提としてのサービス等利用計画作成にあたり、利用者のニーズに合わせた計画の作成を行います。</p> <p>身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを中心とした、関係機関とのネットワークを強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。</p>
相談支援機能強化事業	<p>相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。</p>
住居入居等支援事業	<p>賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人に、入居に必要な調整などに関する支援を行います。また、広島県居住支援協議会による広島県あんしん賃貸支援事業等の活動に取り組み、民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。</p>
成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体における研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。</p>
意思疎通支援事業	<p>聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者（奉仕員）の派遣事業を三次市社会福祉協議会に委託し行っています。</p> <p>障害のある人のコミュニケーションが円滑に行われるよう、利用促進を図っていきます。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>在宅の障害のある人に、日常生活用具を給付しています。</p> <p>原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っています。</p>
移動支援事業	<p>障害により外出が困難な人に、円滑に外出することができるよう、移動支援を行うヘルパーを派遣しています。</p> <p>原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。</p>
地域活動支援センター事業	<p>一般企業で就労することが困難な障害のある人等に共同作業の場を設け、通所により、創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。</p> <p>日中活動の場として、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。</p>

【第6期の見込量（活動指標）と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施無	実施無	実施無
2 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7	7	8
②相談支援機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
③住宅入居等支援事業	件/年	1	1	1	0	0	0
4 成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3	4	14	2
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	－	－	実施無	実施無	実施無
6 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業	件/年	45	45	45	69	49	48
②要約筆記者派遣事業	件/年	60	60	60	39	67	69
③手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	5	5	5	2	5
②自立生活支援用具	給付件数/年	10	10	10	2	4	4
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	15	15	15	6	11	11
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	15	15	15	3	4	5
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	1,600	1,600	1,600	1,356	1,424	1,396
⑥住宅改修費	給付件数/年	3	3	3	1	0	2
8 手話奉仕員養成研修事業	養成人数/年	10	10	10	10	9	9
9 移動支援事業	利用時間/年	599	633	684	135	29	31
	利用人数/年	20	21	22	8	10	9
10 地域活動支援センター事業	か所	4	4	4	4	4	4

※令和5（2023）年度は、9月までの実績から推計

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
2 自発的活動支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
3 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	か所	8	8	8
②相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
③住宅入居等支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
4 成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施無	実施無	実施無
6 意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件/年	49	49	49
②要約筆記者派遣事業	件/年	67	67	67
③手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	6	6	6
②自立生活支援用具	給付件数/年	8	8	8
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	8	8	8
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	1,477	1,477	1,477
⑥住宅改修費	給付件数/年	1	1	1
8 手話奉仕員養成研修事業	養成人数/年	10	10	10
9 移動支援事業	利用時間/年	31	31	31
	利用人数/年	9	9	9
10 地域活動支援センター事業	か所	4	4	4

【見込量算出の考え方】

障害者相談支援事業は、現在の体制を継続します。

意思疎通支援事業は、手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人（人役）体制を継続します。

地域活動支援センター事業は、現在の事業所数を踏まえ、ほぼ現状維持としています。

地域生活支援事業「市町村任意事業実施要領」に基づく事業のほか、次の事業等について、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

【第6期の見込量と実績】

区分	単位	第6期計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 福祉ホーム事業	利用人数/年	5	5	5	6	7	7
2 生活訓練事業	利用人数/年	25	25	25	29	22	15
3 日中一時支援事業	利用人数/年	74	77	80	51	59	51
4 社会参加支援							
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数/年	100	100	100	0	0	55
②点字・声の広報発行事業	利用人数/年	16	16	16	28	34	34
③要約筆記奉仕員養成事業	養成人数/年	5	5	5	4	9	9
④点訳奉仕員養成事業	養成人数/年	10	10	10	16	16	16
⑤朗読奉仕員養成事業	養成人数/年	20	20	20	0	15	15
5 訪問入浴サービス事業	利用人数/年	1	2	3	3	3	3
6 自動車運転免許取得費助成事業	件/人	1	1	1	0	0	1
7 自動車改造費助成事業	助成件数/年	3	3	3	3	2	1
8 福祉車両購入助成事業	助成件数/年	4	4	4	2	3	0

※令和5（2023）年度は、9月までの実績から推計

【第7期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 福祉ホーム事業	利用人数/年	7	7	7
2 生活訓練事業	利用人数/年	15	15	15
3 日中一時支援事業	利用人数/年	51	51	51
4 社会参加支援				
①スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	参加人数/年	60	60	60
②点字・声の広報発行事業	利用人数/年	34	34	34
③要約筆記奉仕員養成事業	養成人数/年	5	5	5
④点訳奉仕員養成事業	養成人数/年	15	15	15
⑤朗読奉仕員養成事業	養成人数/年	15	15	15
5 訪問入浴サービス事業	利用人数/年	5	6	7
6 自動車運転免許取得費助成事業	件/人	1	1	1
7 自動車改造費助成事業	助成件数/年	2	2	2
8 福祉車両購入助成事業	助成件数/年	3	3	3

【見込量算出の考え方】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、社会福祉協議会へ委託の障害者スポーツ教室開催事業のほか各種のレクリエーション教室やスポーツ行事、音楽会・作品展等の芸術文化活動を対象としています。

### 第3章 第3期障害児福祉計画

第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害児福祉施策の推進を図ることを目的としています。

#### 1 障害児支援の提供体制の整備等

《国の指針》

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する
- ・ 各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【成果目標】

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	1カ所	市内に1カ所設置しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制有	市内1事業所がサービスを提供しています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1カ所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1カ所	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	継続して設置します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	継続して配置します。

（目標設定の考え方）

国の基本指針による、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置、また各市町村において保育所等訪問支援を実施することを基本とする目標に準じて設定しています。

（目標達成のための方策）

成果目標における障害児支援の提供体制について、本市においては、いずれの項目も整備しています。体制を維持するとともに、関係機関と連携した障害児支援体制強化に努めていきます。

障害児支援の地域体制については、これまで構築してきた各関係機関同士の連携を生かして、引き続き障害者支援協議会で当事者、家族、関係機関の意見を聞きながら進めます。

障害児の就学時における支援がその後の成長や、卒業後の生活に大きく影響をすることから、障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携することができる体制を構築します。

こども発達支援センターで実施している保育所・幼稚園への施設支援との役割分担や連携体制についても協議していきます。

## 2 発達障害児に対する支援

### 【第3期見込量（活動指標）】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	8	8	8

### 【見込量算出の考え方】

ペアレントトレーニング等の受講者数については、療育発達支援部会により、ペアレントトレーニング等の取組を進めていきます。

ペアレントメンターの人数については、広島県と連携したペアレントメンター事業の取組を進めていきます。

## 3 障害福祉サービス等の見込み量と確保策＜活動指標＞

区分	サービス内容
児童発達支援	障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。 「医療型児童発達支援センター」または指定発達支援医療機関で行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童の通所施設を利用するすべての障害のある児童を対象に、給付決定または給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

て こ も 育 ち	保育所	障害のある児童の通所・通園に適した環境整備，受入体制の整備を進めます。
	認定こども園	
	放課後児童クラブ	障害の程度に応じた職員の加配，教室等の設備の改善等に努めます。

【第2期の見込量と実績】

区分	単位	第2期計画値			実績値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	日/月	282	294	307	293	231	255	
	人/月	41	43	45	46	46	46	
医療型児童発達支援	日/月	30	30	30	8	19	0	
	人/月	2	2	2	1	1	0	
放課後等デイサービス	日/月	1,013	1,103	1,197	1,058	982	957	
	人/月	81	85	89	96	92	91	
保育所等訪問支援	日/月	5	10	15	0	0	1	
	人/月	1	2	3	0	0	1	
居宅訪問型児童発達支援	日/月	10	10	10	0	0	0	
	人/月	3	3	3	0	0	0	
障害児相談支援	人/月	23	26	30	21	22	11	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	4	4	4	4	4	4	
て こ も 育 ち	保育所	人/月	19	19	19	18	15	15
	認定こども園	人/月	1	1	1	0	0	0
	放課後児童クラブ	人/月	39	42	44	17	22	24

※3月の利用実績（令和5年度は9月の利用実績）

【第3期見込量（活動指標）】

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		日/月	266	266	266
		人/月	47	47	47
医療型児童発達支援		日/月	30	30	30
		人/月	2	2	2
放課後等デイサービス		日/月	996	1,036	1,078
		人/月	96	102	108
保育所等訪問支援		日/月	5	10	15
		人/月	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援		日/月	5	5	5
		人/月	2	2	2
障害児相談支援		人/月	13	16	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数		人	4	4	4
子育て 圏 審	保育所	人/月	35	35	35
	認定こども園	人/月	1	1	1
	放課後児童クラブ	人/月	27	30	34

【見込量算出の考え方】

国の基本指針に基づき、サービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、成果目標との連動等の要素を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の総合的な推進体制

#### (1) 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

計画の推進体制にあたっては、障害者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたることから、事務局である社会福祉課を中心に進捗管理を行うとともに、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な推進体制を確保します。

併せて、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。

#### (2) 障害者支援協議会・障害者支援ネットワーク連絡会議

障害者団体や各種関係機関の代表者等で構成される三次市障害者支援協議会に対し、計画の進捗状況等を毎年度報告し、意見を求めるとともに、地域ネットワークの構築、社会資源の開発等の地域で支えるシステムづくりに関する協議・検討を行い、効果的な計画の推進に取り組みます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者支援ネットワーク連絡会議（相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、療育・発達支援部会、差別解消支援部会）を開催し、充実した三次市障害者支援協議会の運営に努めます。

#### (3) ライフステージに応じた障害福祉の推進

障害者支援センターを中心に、地域全体で障害を理解し支え合うしくみづくりを進め、誰もが安心して地域でいきいきと自分らしく生きることができる取組を推進します。

また、あらゆる機会を捉えた相互理解を促進し、社会参加機会拡大に向けて取り組みます。

併せて、在宅で医療的ケアが必要な児童を介護している家族及び手帳の有無に関わらず障害をもっている児童の家族の介護負担軽減に向けた取組を推進します。

### 2 計画の点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、PDCAサイクルに基づき、点検・評価を行います。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。

### 3 コンプライアンスの重視

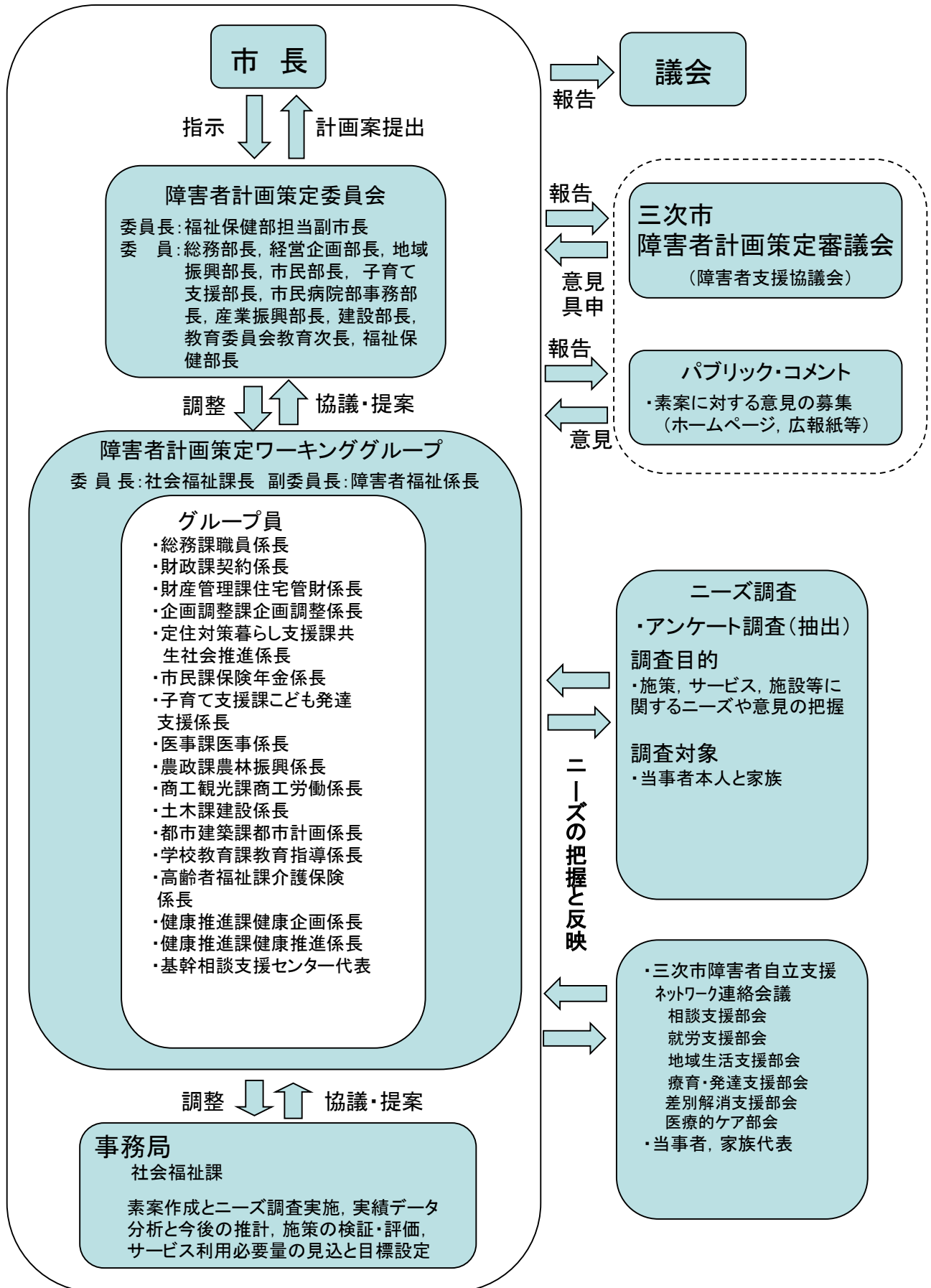
障害福祉サービス事業者や各種関係機関に対し、障害者基本法及び関連法律を遵守し、適切な運営に資するよう社会福祉法人や事業所等への行政による指導・監督等の強化に努めます。

## 資料編

### 1. 策定経過

開催日等		会議名等	協議内容等
随時		計画策定ワーキンググループ	関係項目に係る意見聴取、調整
令和5年	8月	第1回計画策定委員会	アンケート調査票（案）について
		第1回計画策定審議会	アンケート調査票（案）について
	9月～ 10月	障害のある人向けアンケート調査	
	12月	第2回計画策定委員会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（素案）について
		第2回計画策定審議会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について
令和6年	1月～ 2月	パブリック・コメント	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）の意見公募
	2月	第3回計画策定委員会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について
	2月	第3回計画策定審議会	「三次市障害福祉計画・障害児福祉計画」（案）について

## 2. 策定体制



### 3. 三次市障害者計画策定審議会設置要綱

平成29年6月19日告示第194号

改正

令和5年5月30日告示第158号

#### 三次市障害者計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。）、障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。）及び障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）（以下「障害者計画」と総称する。）を策定するに当たり、各関係者の専門的見地からの意見、助言、指導等を得て障害者計画を策定するため、三次市障害者計画策定審議会（以下「策定審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、障害者計画の策定に関し必要な提言を行う。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域ケアに関する識見を有する者
- (2) 障害支援区分認定審査会を代表する者
- (3) 保健福祉の関係者
- (4) 就労対策の関係者
- (5) 障害者及びその家族を代表する者
- (6) ボランティア団体を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定審議会の会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月19日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年5月30日告示第158号）

この告示は、令和5年5月30日から施行する。

4. 令和5年度三次市障害者計画策定審議会委員名簿

	氏名	所 属	区 分
1	有田 雅俊	三次市民生委員児童委員協議会会長	保健福祉関係者
2	佐々木 康吏	医療法人新和会 三次病院院長	保健福祉関係者
3	武村 精一	社会福祉士	地域ケアに関する有識者
4	梶原 真美	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 地域福祉課長	保健福祉関係者
5	青木 伸子	障害支援区分認定審査会委員	障害支援区分認定審査会代表
6	寺田 朱美	社会福祉法人あらくさ理事長	保健福祉関係者
7	熊原 晋司	社会福祉法人優輝福祉会 共同生活援助事業所ゆうしゃいん CCM 管理者	保健福祉関係者
8	小川 信二	三次公共職業安定所長	就労対策関係者
9	梶原 勇人	社会福祉法人備北福祉会 総務部長	就労対策関係者
10	岩井 千鶴子	広島県立庄原特別支援学校長	就労対策関係者
11	添田 龍彦	三次市身体障害者協会会長	障害者及びその家族代表
12	新元 史子	ままっ子クラブ代表	障害者及びその家族代表
13	近藤 幸恵	ボランティアグループみよし代表	ボランティア団体代表
14	森末 博雄	備北障害者就業・生活支援センター センター長	就労対策関係者
15	梅田 恵志	指定特定相談支援事業所ココみよし管理者	保健福祉関係者
16	新田 丈二	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 福祉サービス課長	保健福祉関係者
17	歌房 哲也	社会福祉法人あらくさ管理者	保健福祉関係者
18	水越 ひろ子	キッズさぼーと yui 管理者	保健福祉関係者
19	伊達 元一郎	広島県北三次難聴者・中途失聴者協会会長	保健福祉関係者
20	福間 かおる	三次地区医師会 訪問看護ステーション「スクラム」所長	保健福祉関係者

改正

平成31年3月29日告示第75号

令和2年3月16日告示第32号

令和2年7月16日告示第170号

令和3年3月30日告示第53号

令和5年5月30日告示第157号

三次市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。）、障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。）及び障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）（以下「障害者計画」と総称する。）を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画の策定に関して調査審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に議題に関係する職員等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(策定ワーキンググループ)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に三次市障害者計画策定ワーキ

ンググループ（以下「策定ワーキンググループ」という。）を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定ワーキンググループは、リーダーを社会福祉課長、サブリーダーを社会福祉課障害者福祉係長が担う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定ワーキンググループ以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 策定委員会及び策定ワーキンググループの庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年3月16日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年7月16日告示第170号）

この告示は、令和2年7月17日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第53号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年5月30日告示第157号）

この告示は、令和5年5月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

三次市障害者計画策定委員会委員

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業振興部長
	建設部長
	教育委員会教育次長
	福祉保健部長

別表第2（第5条関係）

三次市障害者計画策定ワーキンググループ

リーダー	社会福祉課長
サブリーダー	社会福祉課障害者福祉係長
グループ	総務課職員係長
	財政課契約係長
	財産管理課住宅・財産活用係長
	企画調整課企画調整係長
	定住対策・暮らし支援課共生社会推進係長
	市民課保険年金係長
	子育て支援課子ども発達支援係長
	医事課医事係長
	農政課農林振興係長
	商工観光課商工労働・企業誘致係長
	土木課建設係長
	都市建築課都市計画係長
	学校教育課教育指導係長
	高齢者福祉課介護保険係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長
基幹相談支援センターを代表する者	

## 6. 用語集

### 意思疎通支援

障害のある人とない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

### こども発達支援センター

心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

### サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

### 社会福祉士

「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

### 障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律で、法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。

国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としています。

### 障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けています。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。

### 障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことを目的とした法律で、障害や難病のある人個々のニーズに応じてさまざまな福祉サービスを利用できる仕組みを定めており、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

### 精神保健福祉士

「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

### 成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

### 相談支援専門員

一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

### 高次脳機能障害

交通事故や転倒などにより脳の一部が損傷を受けることで記憶・意思・感情など高度な脳の機能に障害が表れることをいいます。

### 要約筆記

聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

### 三次市障害者支援センター

本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。

センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を配置しています。

### 三次市障害者支援協議会

障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行っています。協議会とネットワーク連絡会議から構成されています。



発行

三次市福祉保健部社会福祉課

郵便番号：728-8501

住所：広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-65-2051      FAX：0824-62-6285

メール：[fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp)